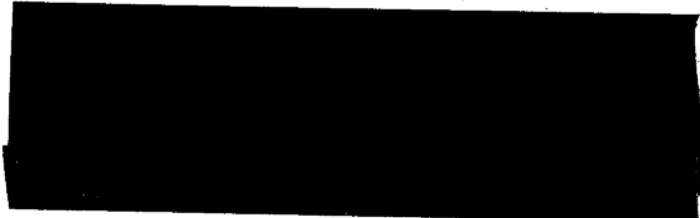


# 苦情申立回答書

平成29年5月22日

郵便番号  
住所  
申立者 商号又は名称  
代表者氏名



さいたま市長 清水 勇人



平成29年5月15日付けにて申し立てられた苦情について、次のとおり回答します。  
なお、この回答書による説明に不服のある場合は、この回答書を受け取った日から7日以内に、再苦情申立書により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

苦情申立ての対象となる建設工事名又は入札参加停止等措置	さいたま市立病院新病院建設工事
苦情の内容及びその根拠	別紙苦情申立書のとおり
回答内容	<p>苦情の内容及びその根拠に関して検討した結果、明示された評価基準に即して公平・公正な審議を経て決定した [Redacted]</p> <p>[Redacted] 落札者の技術評価点は19.0で評価値75.3898が最も高いため、申立者は落札者となりません。理由につきましては、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>技術評価点は、各評価項目の評価基準及びさいたま市総合評価方式活用ガイドライン(平成28年4月)(以下「ガイドライン」という。)に基づき、提案者名を伏せた技術提案書によって、同一のさいたま市建設工事総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)、さいたま市技術審査委員会(以下「技術審査委員会」という。)の審議を経て決定しております。</p> <p>評価の過程では、同一の組織体制で、共通の評価基準に基づき加点評価の可否を審議し、本工事における各提案の評価が決定されたものであり、明示された評価基準に即して公平・公正な条件のもと評価されたものである以上、本工事の評価において評価基準にあいまいな点はないものと判断しております。</p> <p>なお、いただいた苦情の内容に対する回答は以下のとおりです。</p>

## 1. 技術提案に関する評価について

### ア) 工夫がみられないと評価した具体的な判断理由について

工夫の見られる提案に対する加点は1提案につき1点とし、この工夫の有無に係る評価については、提案の内容やその効果が、さいたま市が発注する工事と同等の工事において一般的な事項であるかどうかを基準として総合的に判断しております。

数値化が困難な評価項目の性能等に関しては、工事の内容により様々な工夫が考えられることから、発注者の求めた品質確保等に対して工事ごとの入札参加者の提案を整理し工夫の内容に優劣を付け、点数を付与しています。

また、この判断に基づく評価につきましては、公平性・公正性を図るとともに専門性を高めるため、審査委員会及び技術審査委員会での審議を経て決定しております。

各項目に対する回答は別紙のとおりです。

### イ) 病院職員等の作業が必要となる提案について

ガイドラインP29において、「総合評価方式による落札者の決定は、提出された技術資料に基づいて価格以外の要素を評価しているため、その技術提案の履行の確保が契約事項となる」こと、「ただし、適切でないと認めた項目については、この限りではない」として、契約事項から除外できることが記載されております。

ご提案のありました病院職員等の作業が必要となる提案につきましては、履行の確保が契約事項となる技術提案を提案者以外の病院職員等が原因で履行できないおそれがあり、さいたま市が締結した契約をさいたま市の職員が自ら不履行とするものは、あってはならない事態であると考えております。そのため、病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独で履行が確保できない点で適正な履行がなされない恐れがあるものと判断し評価対象外としたものです。

また、その評価軸について入札説明書やガイドラインにおいて具体的に説明すべきところのご指摘ですが、あらゆる提案を想定した詳細な評価基準を全て示すことは困難であるため、「その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの」として明示させていただきました。従って、病院職員等の作業が必要となる提案につきましては、公平・公正な条件のもと審議を重ね、加点評価の対象としないこととしています。

### ウ) その他説明を求める事項について

別紙のとおりです。

## 2. 入札結果公表までの経緯について

本工事について、開札から落札者決定に至る期間が通常案件に比べて時間を要しましたことに関し、深くお詫び申し上げます。

落札者決定が遅れた背景といたしまして、本工事の資金計画については、一部、厚生労働省所管の「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」を活用することとしておりますが、厚生労働省の手続きに遅延が生じ、4月中旬を予定していた補助金交付決定内示は困難である旨の確認がなされ

ました。

そのため、当該補助金の交付要件で、契約締結は「交付金内示日以降の契約日とする」と定められていること、本市の契約規則で落札者の決定について「当該決定の通知を受けた日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は、効力を失う」と定められていることを踏まえ、当該補助金の内示前の落札者決定及び公表は差し控えさせていただいたものです。

一方、市としては落札者決定及び公表を早期に行うべく、国との協議を重ね、「契約の締結を当該補助金の内示日以降としたうえで落札者の決定及び公表を行うのであれば差し支えない」との見解を得ることができました。その後、例外的な落札者決定の取扱いとなるため、詳細な条件を整理し、平成29年4月26日付けで落札者決定及び公表に至ったものです。

なお、こうした諸条件の整理がなされないまま、正式な落札決定及び公表の前に途中経過を説明することは、後々の資金計画に影響を及ぼすことが懸念されたため、平成29年4月26日までは、当該契約の落札者決定に係る一切の情報を秘匿とすることとしたものでございます。

項目名	様式	評価項目	提案番号	苦情申立て内容及び根拠に対する回答
				各種会議体の充実について、提案にある効果が通常の工事において実施する管理体制と得られるものと同程度であるため一般的なものと判断しました。
				本社との定期的なモニタリングと専門技術支援について、提案にある効果が通常の工事において実施するものと同程度であるため一般的なものと判断しました。
				市が設計図で要求している充填率の向上を満たすための工法で、通常実施するものであり、効果においても同程度であるため一般的なものと判断しました。
				医療関係の特殊・重要設備工事の重点管理項目と管理内容について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施する管理方法と同程度であり一般的なものと判断しました。
				BIMによるメンテナンススペースの検証について、提案にある効果が通常の工事において実施する検証で得られるものと同程度であるため一般的なものと判断しました。
				設備機器メンテナンス時の作業性の向上について、提案にある効果が通常の工事において実施するものと同程度であるため一般的なものと判断しました。
				運用マニュアルのデジタル化、運用支援の工夫について、提案にある効果が通常の工事において実施するものと同程度であるため一般的なものと判断しました。
				地盤アンカー範囲及び残置物リスクへの対応の未記載や地盤アンカー工法採用は工費縮減及び工期短縮について効果が通常の工事において実施するものと同程度のものと判断しました。また構台面積の削減は一方で仮設スロープの造成解体が発生するがそのことによる工事全体の敷地確保、工期延期が具体的に示されていないため、懸念があると判断しました。

モデルルームの早期施工によるモノ決め検討期間の確保についてですが、市は一か月で十分であると判断しており、効果が通常の工事において実施するものと同程度と判断しました。また、提案としてその期間を長期にすることは一般的な提案であると判断しました。

周辺交通環境維持を最優先する工事車両通行計画について、提案にある効果が通常の工事において実施する工事車両通行計画策定と同程度であるため一般的なものと判断しました。

低粉塵化への対策について、提案にある内容及び効果が通常の工事において実施するものと同程度のため一般的なものと判断しました。

歩行者の安全な動線の確保について、提案にある内容及び効果が通常の工事において実施する計画と同程度であるため一般的なものと判断しました。

工事エリア外周部の安全性向上について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施する計画と同程度であるため一般的なものと判断しました。

立体駐車場の駐車車両および利用者の安全性向上について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施する基礎地盤の安定化や防護柵の対策と同程度であるため一般的なものと判断しました。

既存病院を運営しながら安全かつ確実に実施する体制について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施する計画の立案や各種打合せ等と同程度であるため一般的なものと判断しました。

インフラ供給工事（切替時含む）における配慮事項について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施する計画と同程度であるため一般的なものと判断しました。

御社提案の【STEP1】図は設計図にある建替計画図2【STEP5】と相違があるものであり、解体工事中に共同溝設置を先行する案は履行されない恐れがあると判断しました。

バス停位置の変更による渋滞緩和と安全性向上について、敷地内の安全性の向上に寄与する提案ではあるが、駐車台数の確保は近隣渋滞を発生させないための重要な課題であり、本提案の実施により駐車台数が減少してしまうため不適切（評価対象外）と判断しました。

着工前に振動シミュレーションにより必要な対策を事前に行う提案がなされているが、通常の工事においても振動に対する対策は行っており効果が一般的であると判断しました。また騒音に対する提案は一部 3-5 と同様の提案でもあります。

病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独では履行が担保できない点で不確定な要素がある提案であるため、不適切（評価対象外）と判断しました。

着工前の建設概要パンフレット作成について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施するものと同程度であるため一般的な内容と判断しました。

インフォメーションコーナーの設置について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施するものと同程度であるため一般的な内容と判断しました。

病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独では履行が担保できない点で不確定な要素がある提案であるため、不適切（評価対象外）と判断しました。

既存病院工事情報コーナーへの情報提供について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施するものと同程度であるため一般的な内容と判断しました。

病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独では履行が担保できない点で不確定な要素がある提案であるため、不適切（評価対象外）と判断しました。

病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独では履行が担保できない点で不確定な要素がある提案であるため、不適切（評価対象外）と判断しました。

病院ホームページへの情報提供について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施するものと同程度であるため一般的な内容と判断しました。

病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独では履行が担保できない点で不確定な要素がある提案であるため、不適切（評価対象外）と判断しました。

病院職員向け現場見学会の開催について、提案の内容及び効果が通常の工事において実施するものと同程度であるため一般的な内容と判断しました。

病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独では履行が担保できない点で不確定な要素がある提案であるため、不適切（評価対象外）と判断しました。

病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独では履行が担保できない点で不確定な要素がある提案であるため、不適切（評価対象外）と判断しました。

病院職員等との協議・調整が必要となる提案は、提案者単独では履行が担保できない点で不確定な要素がある提案であるため、不適切（評価対象外）と判断しました。